

# 令和4年度東京都母子保健運営協議会

令和5年2月13日

(午後 6時30分 開会)

○青山事業連携担当課長 皆様、お待たせいたしました。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまから、令和4年度東京都母子保健運営協議会を開催いたします。

私は、少子社会対策部事業推進連携担当課長の青山と申します。どうぞよろしく願います。議事に入りますまでの進行を務めさせていただきます。

まず、開会に当たりまして、少子社会対策部長の奈良部からご挨拶させていただきます。

○奈良部少子社会対策部長 少子社会対策部長の奈良部でございます。

本日はご多忙のところ、本協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃より東京都の母子保健施策にご理解とご協力を賜りまして、心より御礼申し上げます。

さて、近年、母子保健施策を取り巻く環境は大きく変化をしており、児童虐待相談件数の増加に伴う虐待の予防、早期発見に向けた期待の高まりや、感染症法上の位置づけの変更の方針は出ましたものの、新型コロナウイルス感染症の流行、全ての妊産婦、子育て世帯、子供の包括的な相談支援等を行う、こども家庭センター設置の努力義務化など、その役割は、ますます増える一方と感じております。

この後の議事でもご説明いたしますが、都では来年度から、これまで独自に進めてまいりました取組に国の交付金を活用いたしまして、東京都出産・子育て応援事業による経済的支援ととうきょうママパパ応援事業による相談支援とを連動させ、子育て家庭の切れ目ない支援を拡充してまいります。

そのほかにも、産婦人科または耳鼻咽喉科における新生児聴覚検査機器の購入支援や、こども家庭センターの先行的取組といたしまして、母子保健部門、子供家庭支援センターの連携強化を図る、とうきょう子育て応援パートナーなどを進めてまいります。

また、母子保健分野に求められる児童虐待予防等の役割強化を図るため、医療機関等の虐待対応力向上のための研修の取組も進めてまいります。

本日は、都における母子保健の現状や、都の取組につきましてご報告させていただきます。各分野の委員の皆様のご意見やお知恵を拝借し、今後の東京都における母子保健施策の指針とさせていただきますと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○青山事業連携担当課長 部長の奈良部でございますが、この後、別の会議がございますので、退室させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

では続きまして、資料1の委員名簿の順にご紹介をさせていただきます。

十文字学園女子大学教育人文学部教授、加藤委員でございます。

○加藤会長 よろしく願います。

○青山事業連携担当課長 社会福祉法人子どもの虐待防止センター理事長、松田委員でございます。

あきやま子どもクリニック院長、秋山委員でございます。

○秋山委員 よろしくお願ひします。

○青山事業連携担当課長 埼玉県立小児医療センター病院長、岡委員でございます。

○岡委員 よろしくお願ひします。

○青山事業連携担当課長 昭和大学歯学部小児成育歯科学講座客員教授、井上委員でございます。

○井上委員 よろしくお願ひします。

○青山事業連携担当課長 相模女子大学栄養科学部健康栄養学科教授、堤委員でございます。

○堤委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

○青山事業連携担当課長 東京女子医科大学看護学部教授、清水委員でございます。

○清水委員 よろしくお願ひいたします。

○青山事業連携担当課長 専修大学人間科学部心理学科教授、吉田委員でございますが、本日も欠席とのご連絡を頂戴しております。

続きまして、公益社団法人東京都医師会理事、川上委員でございます。ちょっと音声  
が頂戴できませんけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、公益社団法人東京都歯科医師会から、勝俣副会長がご出席でございます。

○勝俣委員 本日はよろしくお願ひいたします。

○青山事業連携担当課長 続きまして、一般社団法人東京産婦人科医会理事、谷垣委員  
でございます。

○谷垣委員 よろしくお願ひします。

○青山事業連携担当課長 豊島区池袋保健所長、植原委員でございます。

○植原委員 よろしくお願ひいたします。

○青山事業連携担当課長 西東京市健康福祉部ささえあい・健康づくり担当部長、五十嵐  
委員でございます。

○五十嵐委員 五十嵐でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○青山事業連携担当課長 瑞穂町福祉部健康課長、工藤委員でございます。

○工藤委員 よろしくお願ひします。

○青山事業連携担当課長 東京都南多摩保健所長、舟木委員でございます。

○舟木委員 舟木です。よろしくお願ひします。

○青山事業連携担当課長 東京都教育庁都立学校教育部学校健康推進課長、上田委員で  
ございますが、本日も欠席とご連絡を頂戴しております。

事務局職員の紹介につきましては、名簿をもって代えさせていただきます。

次に資料でございますが、資料3にあります母子保健事業報告令和4年版の冊子、そ

のほかの資料は、データにて事前にお送りしてございます。本日はそちらをご参照ください。

なお、この協議会は公開となっております。本日、傍聴の方が1名いらっしゃいます。資料や議事録につきましては、後日東京都のホームページに掲載する予定ですので、お含みおきください。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

この後の進行は、加藤会長にお願いしたいと思っております。加藤会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○加藤会長 皆さん、よろしくお願ひいたします。

本日は次第にございますように、この後、議事が大きく4点でございます。それぞれにつき、事務局より説明をいただいた後に、委員の皆様からご質問やご意見をいただきたいと思っております。

議事の（1）東京都母子保健運営協議会の概要。それでは議事（1）について、事務局から説明をお願いします。

○青山事業連携担当課長 事業連携担当課長の青山よりご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。東京都母子保健運営協議会の概要でございます。

目的のところにありますとおり、都全域の母子保健施策の充実強化等のために、母子保健に関する基本的事項について協議して施策に反映させることを目的としてございます。

4番にありますとおり、平成9年から設置してございまして、6番の協議事項にあります、東京都における母子保健施策の在り方やその他ということで議論してございます。

資料2の2枚目にありますとおり、こちらの母子保健運営協議会の下に母子保健事業評価部会を設置してございまして、こちらにつきましては、岡先生に部会長をお務めいただきまして、先日、2月3日に開催したところでございます。検討事項はこちらに記載しておりますとおり、区市町村の母子保健事業実施状況に係る事項等について議論をいただいているというところでございます。

3枚目は、過去5年間の議題について記載しております。後ほどご参照いただければと存じます。

私からの説明は、以上でございます。

○加藤会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き議事の（2）に進ませていただきます。

東京都の母子保健の水準の動向について。そして、区市町村における乳幼児健診等の実施状況について。こちらを続けてご説明をお願いします。

○白木課長代理（母子保健調整担当） それでは、母子保健調整担当の白木からご説明いたします。

資料3ですけれども、事前にお送りいたしました。母子保健事業報告年報、令和4年

版の暫定版についてということになります。こちら暫定版ですので、最新のデータ更新を図っておりますけれども、まだ更新できていない内容もございますので、その点をご了承いただければと思います。3月には完成の予定でございます。

この年報ですけれども、区市町村と、あと東京都の保健所のほうから母子保健事業の報告をしていただきまして、それを基に実績をまとめたものです。令和4年版につきましては、実際の数値は令和3年度、あるいは暦年で令和3年のものというのが現在把握できる最新のものなので、掲載してございます。

かいつまんでご説明をさせていただきます。

まず、表1ですけれども、こちら年齢3区分別人口という表になっております。経年ではありますが、年次の一番下をご覧ください。

令和3年でございますけれども、東京都の人口は1,402万8,588人ということで、前年に比べましておよそ約1万9,000人減少しているという状況になります。年齢3区分については、年少人口と高齢人口の割合が若干の増加、生産年齢の人口が1.1%の減少という形になっております。

続きまして、表2ですけれども、こちら、主な人口動態統計になっております。5年ごとと、あと直近3年間の統計ということで、出生の数が一番上にきております。

出生数は令和3年で9万5,404人ということで、前年に比べまして4,257人の減少になっております。

一つ降りて下に行きますと、合計特殊出生率があります。こちら、令和3年は1.08ということで、前年に比べて0.04ポイント低下ということになっております。

低出生体重児のデータについては、体重別のデータのほう、すみません。確認中になっております。出生千対、百対の率を見ますと、前年よりも増加という形になっております。乳児死亡率、それから新生児死亡率ですけれども、こちら共に横ばいで、若干の増加というような状況になっております。

次が死産率のデータになっております。総数、それから自然死産率ともに、ほぼ横ばいのような状況でございます。

その下が周産期死亡率、出産の千対ですけれども、こちらについては2.9ということで、数年来、ほぼ横ばいになっております。

その下の妊娠22週以後の死産率についても2.4ということで、昨年とほぼ同様でございました。

早期新生児死亡率については、令和3年は0.5ということで、こちら大きな変化がありませんでした。

一番最後の行が妊産婦死亡率となっておりますけれども、出産10万対の数値は1.0と、直近の確認になっております。

続きまして、表5になります。

表5ですけれども、こちら、母の年齢階級別の出生数及び出生総数に占める割合とい

う形です。一番下が令和3年の状況になりますが、出生の総数に占める割合は、一番高いのは30歳から34歳の年代で、次が35から40歳の年代、続いて25歳から30歳の年代というふうになっております。

次に、引き続き乳幼児健診の状況についてご説明をします。

令和3年度の区市町村における母子保健事業の実施状況について、年次推移をまとめたものでご説明をいたします。

まず一番上の表ですけれども、こちらは満11週以内の妊娠届出率のデータになります。令和3年度は、東京都全体で95.5%ということで、前年度の95.4%とほぼ同様となっております。

2番目の表ですけれども、こちら妊婦健康診査の受診率・有所見率の推移ということでこちらは、1回目の受診率はおおむね横ばいで、7回目の受診率が85.6%と、これまでより上がっております。有所見率のほうは低下傾向にあります。

次に3番目が、乳幼児健康診査の受診率になります。令和3年度については、前年度低下していた3・4か月児健康診査で93.6%と持ち直しつつあります。ただ、6・9カ月健診と、あと1歳6か月健診については、前年度より若干低下傾向にありました。

また、今度4番目の表の乳幼児健康診査の有所見率ですけれども、こちら長い目で見ると、ほぼ横ばい傾向ですが、3・4か月健診については、令和2年度に低下してございましたけれども、例年並みに戻ってきております。

また、健診に関しては、3・4か月健診と3歳児健診の未受診者の状況把握について評価部会等でご意見をいただきまして、令和3年度実績から集計方法のほうを変更しております。

こちら、3・4か月児健康診査の未受診者の状況になります。令和3年度の未受診者の状況把握率が、下の方ですね、81.6%という形になっております。令和2年度と令和3年度実績と集計方法を変えておりますので、違った形ですみません。表が併記されている形になっております。

令和3年度の未受診者の状況把握率が81.6%なんですけれども、数字としては従来より低くなってございますが、自治体によりましては、いろいろお伺いした結果、システムから数字を抽出する関係で、定めたとおりの数字が拾えないとか、あるいは外国人の方の出入国の関係で、なかなか追えなくなる例があるということの関係があるのではないかというお話をいただいております。

ただ、自治体様としては、未受診者の追跡というのは、非常に努力をされているところがあります。

続きまして、こちら、3歳児健康診査の未受診者の状況に移ります。

3歳児健康診査の未受診者の状況ですけれども、こちら集計方法が変わったので、表が二つ並んでいる形ですが、下のほうをご覧くださいと、令和3年度の状況で未受診者の把握率、これが86.7%という形になっています。未受診者の状況に関しまして

は、集計方法の変更がございましたので、今後の動向をやはり見ていただく必要があるかなというふうに感じております。

続きまして、新生児聴覚検査の実施状況に移ります。

東京都では、検査費用の一部公費負担制度を平成31年度から開始をしているところです。初回検査につきましては、実施率が98.3%で、リファー率のほうは0.9%となっています。

それを受けた、その下の確認検査ですが、実施率が87.8%で、リファー率が42.7%となっています。

一番下の精密検査の結果ですけれども、こちらについては実施率が84.8%で、結果の内訳のほうは、表にあるとおりというような形になっております。

最後に、次が新生児訪問指導の状況です。こちら、経年とグラフになっていますが、令和3年度の東京都全体の新生児訪問率78.3%ということで、前年度の70.4%から持ち直しつつあります。

母子保健事業の概況については、以上でございます。

○加藤会長 ありがとうございます。

では、ご説明がありました乳幼児健診等の実施状況等につきましては、本協議会の部会でもある母子保健事業評価部会でも取り上げられています。部会長である岡委員から、補足していただきたいと思えます。

岡委員、よろしく願いいたします。

○岡委員 ありがとうございます。

先ほどご紹介いただきましたように、2月3日に母子保健事業評価部会、これもWebでしたけれども、開催をさせていただきました。そこで、ただいまの資料をご説明いただきました。また、それに先立って、新生児聴覚検査につきましては、新生児聴覚検査連絡協議会というところで、新生児聴覚スクリーニングの聴覚検査の実施状況等についても、委員にご議論をいただいております。

先ほどご紹介いただきましたように、令和3年度は、令和2年度はコロナの影響でかなり影響を受けたわけですが、出生数も9万5,000人でさらに減って、出生率は下がりましたが、幸い周産期死亡、あるいは妊産婦の死亡等の悪化傾向などもございませんで、低出生体重のお子さんは少し増えてるようですけれども、全体に大きな影響はないのかなというふうに思って、特に委員のほうからもご意見はございませんでした。

それから、あと乳幼児健診の率は少し、令和2年、令和3年と、いろいろ影響を受けておりますけれども、一番は、先ほどご紹介いただきました未受診の方の集計方法が、以前は100%を超えるということで、ちょっとその計算方法がどうなのかというようなお話があって、東京都のほうもいろいろご苦労されて、どうも80%台の未受診者の追跡率というようなご説明で、一応評価部会のほうではそれを了承したということにな

ります。

あと、新生児聴覚検査につきましては、先ほどの数字を見ていただいで分かりますように98.1%ということで、非常にユニバーサルに近い数字になっているかなと思います。全部で片側が85人で、両側が51人ですかね。それだけの難聴のお子さんを検査で見つけていただいているということで、この点についても大変高く評価されるというふうに、評価部会ではなっております。

以上、こうした母子保健の指標については、評価部会で承認ということで、事業報告としての内容については承認させていただいたということをご報告させていただきます。

以上になります。

○加藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明がありました母子保健水準と乳幼児健診等の実施状況につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思います。ございますでしょうか。

リアクションを出してくださっても結構ですし、このままご発言くださっても結構でございますが、いかがでしょうか。

(なし)

○加藤会長 特にないようでしたら、また後の時間で、気がついたときにご発言いただくことといたしまして、次にご説明を進めていただきたいと思います。

これから議事の(4)として、東京都の母子保健政策、このところが10件くらいの分厚い、厚みのあるご説明となります。それではどうぞよろしくお願い致します。

○山崎課長代理(多機関連携担当) 私、母子保健事業を担当いたします、家庭支援課多機関連携担当課長代理の山崎と申します。どうぞよろしくお願い致します。

私からは、資料の4から10までの、新規事業等に係るご説明をできればと考えております。非常に内容が多くなっておりますので、かいつまんでご説明させていただければと思います。

それでは、まず資料4でございますが、東京都における子育て世代包括支援センターの実施状況でございます。例年のご報告とさせていただいておりますが、こちらの調査時点は、今回は令和4年4月1日ということでございます。

実施状況といたしまして、58区市町村がやっているというところでございます。また、設置数につきましては178か所というところで、実施の主な場所としては、保健センターが多くを占めていたりですとか、センターの運営主体は、直営でやられているところが90%を超えているような現状となっております。

資料4につきましては、以上でございます。

続きまして、資料5でございます。国の出産・子育て応援交付金に係る都の対応案の資料でございます。

まず、資料5-1が全体像となっております、子供を生み育てたいと考えている家



庭を応援・後押しするために、国の「出産・子育て応援交付金」を活用いたしますとともに、「東京都出産・子育て応援事業」、こちらが令和3年度から新生児10万円相当の育児用品等を提供する、通称「赤ちゃんファースト」と言っておりました「東京都出産応援事業」を再構築した事業でございます。こちらの事業による経済的支援と、平成27年度から実施しております「とうきょうママパパ応援事業」による相談支援とを連動させまして、子育て家庭への切れ目ない支援を充実するものとなっております。

具体的に経済的支援につきましては、妊娠時・出産後・1歳・2歳前後を通じて、合計12万円から22万円相当の支援に拡充するという事で、メニューを設けてございます。

また、あわせて区市町村への支援といたしまして、令和5年度までに国の上記の交付金及び都の広域連携事業、とうきょうママパパ応援事業のバースデーサポート、1歳・2歳前後に対する子育て家庭の状況の把握の強化という取組でございますが、これらを開始する自治体につきましては、国の交付金の区市町村負担10分の10を継ぎ足し補助をするメニューも設けてございます。

ポンチ絵が以下のとおりでございますが、ママパパ応援事業の相談支援に加えまして、東京都出産・子育て応援事業ですとか、バースデーサポートによる経済的支援、これらをうまく効果的に活用しながら、切れ目ない支援を充実させていくものとしております。

次の資料5-2でございますが、東京都出産・子育て応援事業の概要でございます。先ほど申したとおり、国の交付金を活用いたしまして、妊娠時5万円の支援に加えて、出産後10万円といった支援に拡充するという内容になってございます。

その次の資料でございます。この事業においては、区市町村と東京都の広域連携による実施スキームをご用意しております。矢印の流れが非常に複雑で大変恐縮ですが、その広域連携の流れを示した図となっております。区市町村と連携して、都民への経済的支援を実施していきたいと考えております。

続きまして、資料5-3でございます。とうきょうママパパ応援事業の概要でございます。

平成27年度の開始以降、順調にご協力いただける区市町村様が増えておりまして、令和4年度は60自治体での実施となっております。

また、任意事業等も、各種充実してきているところでございます。概要がその次のページでございまして、黄色かつ赤字の箇所が来年度、拡充する部分となっております。左下が先ほど申し上げた出産・子育て応援交付金に係る追加の対応の部分でございます。

右上につきまして、「バースデーサポート」とございまして、こちらが都独自に1歳・2歳前後の子育て家庭の状況把握するとともに、育児パッケージ等の育児用品を提供する事業でございますが、支援の金額を1万円から5万円拡充いたしまして、6万円とするような内容となっております。

また、中段にありますのが「産後家事・育児支援事業」でございまして、家事・育児

サポーターを派遣する取組の支援でございますが、対象の一部が在宅子育て家庭となっておりますところ、3歳未満の子供がいる家庭ということで、保育サービスの利用の状況にかかわらず、ご利用いただけるよう、対象を拡充してございます。

とうきょうママパパ応援事業の説明は、以上でございます。

資料5-4は、とうきょうママパパ応援事業の交付申請の状況でございますので、参考まででございます。

続きまして、資料6、ライフステージに応じた健康相談等でございます。

こちら複数の事業にわたってございますので、東京都のほうで用意している妊娠から出産にかけての相談ですとか、普及啓発の取組等の一覧でございますが、令和5年度に充実いたします取組としては、後ほどご説明いたします、左上の東京ユースヘルスケア推進事業、こちらは東京都の委託による相談窓口の実施に加えまして、区市町村への補助事業、また、新規でプレコンセプションケアへの対応といったところを拡充してございます。

また、右下でございますが助産師相談、月2回、日曜相談の実施というところを拡充してございます。

次の資料でございます。資料7-1、先ほどの東京ユースヘルスケア推進事業の概要でございます。

大きく3点ございまして、相談窓口「わかさぼ」の設置、プレコンセプションケアに係る取組、区市町村の補助事業となっております。

こちらのうちの「わかさぼ」につきましては、この次の資料でございます。

令和4年の10月から、この相談窓口を開設いたしておりまして、週に2日の電話相談、常時受付のメール相談、また月2回程度実施する対面相談をこれまで実施してきているところでございます。来年度は、下半期に区部への固定の相談場所1か所を設置する予定となっております、より拡充を目指しているところでございます。また、若者に訴求しやすいT i k T o kなどの広報動画の作成も予定しております。

続いて、このユースヘルスケア事業の3本柱のちの一つ、プレコンセプションケアに係る取組でございます。

こちらにつきましても、動画による啓発と、あとはプレコンセプションケアに関する講座の実施を予定しておりまして、さらに講座の受講者に対して、AMH検査支援といったところで、医療機関等へ無料で受診できるような支援。また、助言も併せて実施いただけるというようなところも考えてございます。

続きまして、資料8でございます。新生児聴覚検査機器購入支援事業でございます。

こちら新規事業となっております、都内の産婦人科、または耳鼻咽喉科施設におきまして、自動ABRを新たに購入する施設について、360万円を上限に、10分の10を補助するものとなっております。

続きまして、資料9でございます。妊婦健康診査支援事業でございます。

妊婦健康診査のうち、超音波検査につきまして、厚生労働省告示の望ましい基準が4回であるところ、都内で公費負担が行われている自治体の多くが1回となっている現状を踏まえまして、2回以上4回まで実施する区市町村につきまして、検査費用または審査支払事務等の委託の費用につきまして、10分の10で補助をするものとなってございます。

続きまして、資料10でございます。予防のための子供の死亡検証（CDR）でございます。

令和4年度の新規事業でございます。子供の死亡事例について、関係機関と連携しながら死に至る情報を収集し、予防可能な要因を検証するといったもので、将来の子供の死亡減少につなげるための要望策の提言というところを目的にやっているものでございます。

令和4年度につきましては、検証に向けた実施体制の検討等を進めておりまして、令和5年度は、実際に国がモデル事業に参画いたしまして、検証の取組を開始するといったところを予定してございます。

またあわせて、こちらの事業の中で乳幼児の事故防止学習ソフトの更新というものを予定してございます。こちらは平成19年度に一回作成した学習ソフトでございますが、内容を最近の実情も踏まえた形への更新ということで予定してございます。

資料の説明は、以上でございます。

○白木課長代理（母子保健調整担当） 続きまして、それでは資料11のほうで、研修の実施状況をお伝えいたします。

初めに母子保健研修の実施状況でございますけれども、令和4年度につきましては、新型コロナの状況も鑑みまして、基本はオンラインによる研修を実施しております。YouTubeを申込者限定で配信したという形になります。

テーマとしましては、国の動向等を見つつ、必要なテーマとか、あとは現場からのご要望等を考慮しながら、テーマ設定しております。

従来の集合研修ですと、どうしても会場の関係等もありまして、参加をお断りする例もあつたりしたんですけれども、オンラインの特性で、そういうご希望者については、一応全てお受けできるというような状況になっていたかと思えます。基本は区市町村の保健センターの方々が研修対象ではあるんですけれども、テーマによりまして、子供家庭支援センターであるとか、あとは産婦人科等の医療機関の方々も対象に入れてやっております。

次が児童虐待対応研修になります。こちらは医療機関を対象とした研修になります。

こちら今年度は全てオンラインによるもので、ご希望者を募って、その方々に限定してのYouTubeによる動画の配信という形でやっております。こちら従来の集合研修ですと、どうしてもご希望の方をお断りせざるを得ない状況があつたんですけれども、それと、なかなかお忙しいときの医師の先生方が非常に参加しにくいというよう

な状況があったんですけれども、オンラインでやることによりまして、実績のほうを見ていただくとお分かりいただけるかと思うんですけれども、今年度は特に医師のご参加が例年よりも多くなっておりまして、このあたりが非常に今年度、オンラインによることによって、参加が増えたということが言えるかと思えます。

研修につきましては、以上でございます。

○加藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明がありました内容につきまして、委員の皆様からご質問やご意見を賜りたいと思います。大変多様な事業が提供されていて、大変充実していると感じますが、いかがでしょうか。

いかがですかね。特にございませんですかね。また後ほどお時間いただいて、賜りたいと思いますので。

それでは、このままご説明の続きをお願いしたいと思います。

4番としては、報告事項ですね。報告事項のほうをご説明をお願いいたします。

○工藤課長代理（地域連携担当） すみません。事務局のほうから説明させていただきます。

本日はお時間をいただき、ありがとうございます。私、家庭支援課子育て事業調整担当の工藤と申します。私のほうからは、「とうきょう子育て応援パートナー事業」というものにつきまして説明をさせていただきます。

本事業なんですけれども、妊娠期から就学前までの寄り添い支援をコーディネートするという事業でして、今年度、ワーキングを立ち上げて制度を検討して、来年度から区市町村へ展開していくといった事業でございます。昨年度、立上げの内容についてご説明を差し上げているところかと思うんですけれども、ワーキングのほうで今年度検討を進めまして、事業のスキームが固まって、予算化もされましたので、改めて説明させていただければと思います。

資料のほう、「国と都の動き」という欄なんですけれども、先ほど部長のほうからも説明がございましたが、先般、法改正がございまして、皆さん、ご承知のことかと思えますけれども、区市町村の子育て支援部門と母子保健部門が一体となって、妊娠期から包括的な相談支援を行う子供家庭センターと、その創設の考え方が示されました。

一方で、そうした法改正の前からですけれども、東京都では切れ目ない支援の推進ということで、先ほどもご紹介いたしました、「とうきょうママパパ応援事業」を推進しておりました。また、令和3年度からは虐待の未然防止を目的といたしまして、「予防的支援推進とうきょうモデル事業」というモデル事業を実施しております。こちら、モデル自治体の子供家庭センターに妊娠期からの支援を行う専任チームを設置しまして、母子保健と連携しながら、実効性のある妊娠期からの支援モデルを独自に構築しようとしているところでございます。

東京都としましては、国に先んじてそういった取組を行っているところなんですけれ

ども、今般、国が示してきた子供家庭センターの創設に向けまして、子供家庭支援センターの強化に加えまして、母子保健部門の体制強化、さらに強力な支援が必要だというふうに考えております。そこで、このとうきょう子育て応援パートナー制度というものを立ち上げた次第です。

イメージを落とし込んでおりますのが真ん中の「支援体制」というところなんですけれども、こちら、妊婦さんを中心にして右側ですけれども、予防的支援事業のところですね。子供家庭支援センターに選任チームを配置しております。この事業の特徴は、このチームが、母子保健部門と連携しながら妊婦に対して妊娠期から早期に関わっていくというところなんですけれども、これまでは、何かあってから、困ってから、リスクが表に出てきてからと、そういった対応だったところを、潜在的なニーズをキャッチしまして、予防的に支援していくと、そういった取組でございます。

これに対しまして、今回お話しするとうきょう子育て応援パートナー事業では、母子保健部門に、同じく子供家庭支援センターと連携して、予防的な支援に取り組んでいただけるような仕組み、これを検討しております。

今年度立ち上げたものなんですけれども、現在ワーキンググループで支援のスキームを検討しているところでして、下のスケジュールのところなんですけど、支援のスキームですとか人材育成について、本年度中に取りまとめて令和5年度から区市町村のほうへ展開していく予定です。

そのワーキングで今検討している内容を簡単にまとめておりますのが、次のスライドでございます。

まず、今回母子保健部門と子供家庭支援センターの連携というところが非常に重要なポイントですので、妊婦に対する共通なアセスメント基準というものを策定いたします。

それから2点目、3点目は人材面なんですけれども、パートナーマネジャーの設置、心理士等の配置というふうに書かせていただいております。先ほどからパートナーというふうに申し上げているんですけれども、こちらは現在、母子保健部門の支援を中心に担っていただいております地区担当の保健師さん、それから、多角的な視点を入れるという観点からも、多職種の配置を考えておりまして、その方々と一緒に支援に当たっていただくという想定をしております。

そのパートナーを取りまとめる立場といたしまして、パートナーマネジャーを設置するものでございます。

人件費につきましては財政支援を実施する予定でして、基準額ですとか割合は、こちらに記載のとおりとなっております。

4点目は、子供家庭センターとの連携方法として、定期的な合同会議、5点目が、人材育成研修でございます。こちら、東京都が実施するものに、自治体の皆さんにご参加いただく形を考えております。

下の図柄が具体的な支援イメージです。妊娠期からの継続した支援というところを軸

に、家庭と信頼関係を築くことを大事にしながら、複数回のアプローチを行って、困り事ですとか、ニーズを引き出して支援に当たっていくという流れを、こちらに書かせていただいております。

こうした体制を構築した上で、子供家庭支援センターと役所系部門と連携体制を確立して予防的な支援を進めていくというスキームでございます。

雑駁ですけれども、資料の説明は以上でございます。

今回のこの制度は、今予防的支援のモデル事業でも大事にしているところなんですけれども、妊娠の初期、妊娠届を出したところから信頼関係を構築しながら進めようとしていくということを大事にしてほしいと思って構築をしております。丁寧に話を聞きながら、困り事に寄り添って支援をしていく。そういった予防的な取組を令和6年度の子供家庭センターへの対応に据えつつ、子供家庭支援センターと母子保健部門が連携しながら行っていただきたいという思いで考えたものでございます。

今後は、来年度からの事業実施に向けてワーキングでマニュアルを固めまして、年度内には各自治体の皆さんへご送付させていただきたいというふうに考えております。

すみません。ざっとで申し訳なかったですけれども、説明は以上でございます。

○加藤会長 ありがとうございます。

ただいまの報告事項につきまして、何かご質問、ご意見はございますか。いかがでしょうか。

(なし)

○加藤会長 それでは大体のご説明をしていただきましたので、全体を通して、いろいろなご意見などを伺っていきたいと思います。

○白木課長代理（母子保健調整担当） 加藤先生、恐れ入ります。一つ報告事項なんですけれども、児童虐待死亡事例の検証部会報告を簡単にお伝えしてもよろしいでしょうか。

○加藤会長 ごめんなさい。失礼しました。よろしく申し上げます。

○白木課長代理（母子保健調整担当） 令和3年度の東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例と検証部会報告について、簡単にご説明いたします。

こちら、令和2年度中に発生した重大な事例8事例ということで、これについて総体的な分析、検証を行ったものでございまして、そのうち3事例について、関係機関に対して詳細な経過等のヒアリングとか調査を行っております。事例から明らかになった課題等につきまして、検証部会において改善策を検討した結果を提言、それから再発防止策ということで提言を受けたものです。

調査対象となったのは8事例で、死亡等に至ったお子様は9人ですけれども、年齢区分は、乳児ゼロ歳が4人、幼児が3人、小学生が2人でした。子供9人のうち、母子健康手帳が発行されていたのは7人でしたが、その後、妊婦健診を受診した事例は、不明ケースを除き全くなかったということで、全員妊婦健診の受診がされていなかったということがございます。

区市町村は、妊婦健診の大切さを改めて周知して、受診を進めていくということとともに、妊娠期から子育て期にわたって、切れ目のない支援を行う必要があるということで、東京都も区市町村の取組を支援していくことが求められるとされました。

ヒアリングが行われました3事例は、夫婦関係の変化、これは別居でしたが、それを関係機関が把握できない中で心中が起こった事例。それから、遠隔の自治体間で情報や危機感が共有されなくて心中が起こった事例。母子の生活状況を適切に把握することができなくて、幼児が放置されて死亡した事例という事例になりました。

とりわけ、母子保健に関連する事項としましては、地域で保育所とか、どこにも所属していない未就学児、それから乳幼児健診未受診児の把握と対応、それから保健機関がネグレクトのリスクが高いと判断して、子供家庭支援センターに情報提供を行うといった、そういった一連の流れをシステム化して、確実に行われるようにするというのですとか、今後の支援や見守りについての検討を重ねていくという改善策が示されております。

検証部会報告については以上でございます。

○加藤会長 ありがとうございます。失礼いたしました。

それでは、報告事項であります応援パートナー事業と死亡事例検証部会報告につきまして、何かご質問、ご意見等はいかがでしょう。

○吉田委員 吉田ですが、よろしいでしょうか。

○加藤会長 よろしく申し上げます。

○吉田委員 遅れてどうもすみませんでした。

応援パートナー事業、それでいろんなチームを組んで対応するという、とても大事なことだと思っております。ところが、そのチームの中で心理職が入っているんですけども、今、児童相談所も採用枠が増えていまして、神奈川県横浜市、川崎市などで心理職の取合いになっていて、なかなか人材確保が難しい状況なんですけども、その辺で人材確保をどういうふうにするか、あるいは確保した後に研修をどうするか、とても大事なことだと思うんですけども、その辺のところでは何かお考えがありましたら教えてほしいんですが。

○工藤課長代理（地域連携担当） ご意見をありがとうございます。

今、この事業をお願いしようと自治体のほうにもお話を聞いているんですけども、やはりおっしゃっていただいたような形で、なかなか職員がこういった多職種、心理職もですけども、社会福祉士とか、そういった専門職がないというところはご意見をいただいております、今すぐに確保策というところを東京都のほうで、現段階ではその向上というところが、すみません、そこまで至っていないんですけども、一応この心理職というのを、多職種を配置した目的が、やはりアセスメントですとか、それからケースワークをやっていく上で、ソーシャルワークをやっていく上では、いろんな職種の方々、保健師さん以外にも、そういった方々の目を入れて、いろんな角度からアセス

メントですとか、支援をしていったほうがいだろうという趣旨で入れさせていただいております。ですので、こういった方々の職種を雇用して、それで新たに配置することが、もし難しいということであれば、例えば子供家庭支援センターの方を兼務するような形ですとか、そういった形で、ここに置けないというのであれば、何かしらそういった形で、多角的な視点というところを入れていただければということで自治体をお願いしているところです。

すみません、ちょっと確保不足というところに対しての答えになっていなくて申し訳ないんですけども、一応考え方としてはそうやってやっていきたいなというふうに思っております。

○吉田委員 ありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思うんですけども、実際には今、仕事をしているところに、さらにほかの仕事が加わるというふうなことがあって、現場の方が大変苦勞されるということがあろうかと思うんですけど、その辺の対応を考えながら実施をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○加藤会長 ありがとうございます。

ほかに何かございましょうか。死亡事例等の検証部会のご報告などについても何かございますか。

○白木課長代理（母子保健調整担当） 勝俣先生、ひょっとして先ほどお手を挙げていらっしゃいましたでしょうか。見落としでしたら大変申し訳ございません。いかがでしょうか。

○加藤会長 失礼しました。勝俣先生、ご挙手いただいたのでしょうか。お願いいたします。

○勝俣委員 手は挙げていないんですけど、せっかく指していただいたので、ちょっと一言お聞きしたいんですが、この子育て支援について、どういう広報を主にやっているのかなというのがちょっと気になったもので。どういう場面で広報しているかというのを、ちょっとお聞きしたいなと思っていました。

以上です。

○工藤課長代理（地域連携担当） すみません、ありがとうございます。

こちら今、お話しさせていただいた子育て応援パートナー事業ですかね、すみません。ほかにも母子保健の施策とか、この手前でお話させていただきましたが。

○勝俣委員 全般的なところで。せっかく健診率が90%を超えているわけですので、そのところで、この応援事業を全部そこに集中して広報活動をする、多分効果があるんじゃないかなと勝手に思っているんですけど。

○青山事業連携担当課長 すみません、青山よりご回答申し上げたいんですが。

今、網羅的にというのは、東京都の予算案の発表ですと、そういったことになります。個別になってしまうところがございまして、ただ例えば、妊娠出産に関する相談に応じ



ています妊娠相談ほっとラインなどは、いろんなところで周知用のカード、区市町村ですとか医療機関さんであったりとかにカードをお配りしたりですとか、G o o g l eとかY a h o o !でも検索していただくと広告として出るような広告をしたりといった形で、一般の方が検索したときに分かるように、あるいはできるだけ目に届くようにという形での広報は行っております。すみません、一部になりますけども。

○勝俣委員 妊娠とかそういうことに限らず、どのような支援があるのかというのを、意外に皆さん知らないんですね。私の息子も子供を育てていますが、結構何も知らないんですよ。だから、いろんなことを充実させるのには広報活動を一生懸命するのが効果があるんじゃないかなというふうに私は思っています。

以上です。

○青山事業連携担当課長 ありがとうございます。

ほかには、今年度から始めて、来年度拡充する予定の東京ユースヘルスケア推進事業という事業で、わかさぼという中学生以上の10代向けの健康に関する相談を始めたところでございますけども、こちらもやはり相談していただくということが、第一だと思っておりますので、気軽にご相談いただけるよう、こういった支援があるということが対象者の方に届くよう、これからも広報、普及啓発に努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○加藤会長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

○五十嵐委員 よろしいでしょうか。

○加藤会長 はい。

○五十嵐委員 西東京市でございます。

○加藤会長 五十嵐委員、お願いいたします。

○五十嵐委員 すみません、皆さんお世話になっております。

1点、質問させていただければと思いますが、東京子育て応援パートナー事業について、ご説明がありました。内容のほうは理解させていただくところなんですけど、この資料の中でも母子保健部門と子供家庭支援センターとの支援強化、連携強化というところがありますが、東京都さんは様々状況確認をされていると思うんですけども、伺いたいのは、それぞれの部署、それぞれの自治体にあるのは当然掌握されていると思いますが、物理的な部分ですね。当市におきましても、この二つの部門は別々の建物、しかも距離的な部分もちょっとあるような状況なんですけれども、実際にやっぱり連携強化の必要性は分かっているけども物理的な部分があるんですけども、それぞれの部署が、いわゆる自治体の中で同一の施設内なのか、別々なのか。その辺りというのは把握されているかどうかということと、実際に東京都さんが考えている連携強化というのは、やはり同じ場所にいることを想定されているのか。その辺りのさじ加減といいますか、伺えればと思うんですけども、よろしく申し上げます。

○工藤課長代理（地域連携担当） ご質問ありがとうございます。

まず、最初の自治体の中で、同一のところか別々のところかというところにつきましては、一応今年度の頭のほうで、子供家庭センターを、今後どういうふうにそれを考えていくかというところで、区市町村さんのほうに調査させていただいておまして、一応そちらで、今現在どういうふうな形で連携を行っているかというところは把握させていただいております。やはりおっしゃるとおり、別々な場所にあつて、なかなか連携が難しいというご意見はいただいております。その中でも工夫しながら、同様に自治体さんのほうでやっていただいているというご意見が多かったんですけれども、やはりその中でもちょっと困難が生じているというようなお話が上がっています。

東京都としましては、必ずしも同じ場所になればいけないというところまでは言えないんですけれども、国のほうの方針でも、できるだけ物理的に近いところでやれるほうが当然連携はうまくいくだろうということで、安心こども基金のほうでも都の補助金として、同一施設に集約させる場合には補助を出すよというものが始まっていたりですか、そういった考え方で、可能であればもちろん同じところにいたほうがいいかなというのは思っております。ただ、それも必ずしもそうじゃなくても連携の方法というのはあるかと思しますので、その辺りは自治体さんの実情を踏まえながら、考えていただくほうがいいかなと思っております。

すみません、答えになっていなかったら申し訳ないんですけれども。

○五十嵐委員 いえ、ありがとうございました。

当市でも、やはりICTの活用等も始めているところなんです、正直内容が内容なので、やはり顔、会っての両部署の調整というのが、結果的にはスピード感とか、あとはやっぱり市民の方へのフォローというところの手厚さとか、そういうところにもつながるかなというところは体感というか、実感としては、現場感としてはあるところなんです。ただ、やはり工夫というところで今、財政的支援のお話もありましたので、また町内でも協議はさせていただきますが、また東京都さんともいろいろ相談させていただければと思います。ありがとうございました。

○加藤会長 ありがとうございました。

それでは秋山先生、お手が挙がっていますので、よろしくお願いします。

○秋山委員 あきやま子どもクリニックの秋山です。

4点ほど質問をしたいのですが、まず1点ですが、22万円の交付金が区市町村から交付されるわけですが、これは広域的に使えますでしょうか。例えば里帰り分娩する人とか、都内を移動する人がいるますが、広域的に使えるものであるかどうかというのを教えてください。

○山崎課長代理（多機関連携担当） まず、その1点目のご質問でございますが、具体的に申し上げますと複雑なスキームになっておまして、妊娠時の6万円と書いてあるうちの5万円と、出産後の10万円と書いてある部分、こちらにつきまして国の交付金も使

いながら、広域連携のスキームを用意しておりますので、基本的には国の交付金が妊娠時ですと妊婦面接をした後、出生後ですと出生後の面接、もしくはこんにちは赤ちゃん事業までに何か訪問したりですとかという、そうした後に支給するものとなってございますので、それに該当した場合に、この経済的支援が受けられるといった内容でございます。

里帰り出産等につきましては、そちらの面接というよりは、戻った後に面接をして、そちらの自治体からお金を出すというような流れになっております。

また転入転出先のどちらかで面談を行ったところから出るといったところで、切れ目はないようにといったスキームになっております。

○秋山委員 ありがとうございます。できるだけ、そこで落ちこぼれるような人がいないような形でお願いしたいと思います。

2点目ですけれども、子育て応援パートナー事業のところ、切れ目ないところの中に、その前でしょうか。産婦健診が今、行われているわけですけれども、その産婦健診は切れ目のない支援に必要なことではないかと思っておりますので、東京都としては今後、この産婦健診に対して、どのように考えられていきますでしょうか。

○山崎課長代理（多機関連携担当） 産婦健診にかかることということで、私から回答させていただきます。

産婦健診につきましては、国のほうでも補助事業を用意しておりますが現在、東京都ですと、とうきょうママパパ応援事業という事業で、国の産婦健診支援事業ですと産後ケアの実施が必須条件なんです、その条件も実情を踏まえて緩和した上で、産婦健診事業として区市町村への任意事業のメニューを設けてございます。都としても、こちらは進めていきたいというふうに考えておまして、区市町村からは、都内全域での実施に向けて広域負担というような要望も出たりもしておりますので、区市町村の状況も踏まえて、都内全域での実施というのをこちらとしても進めていきたいというふうには考えております。

○秋山委員 ありがとうございます。

○加藤会長 貴重なご質問、ありがとうございます。ご回答も大変ためになりました。

こども家庭センターが令和6年からというところで十分いろいろな課題もあるかと思いますが、様々なご努力をされていらっしゃるというところが分かりましたが、さていかがでございましょうか。

○谷垣委員 加藤先生。谷垣ですけれども、よろしいでしょうか。

○加藤会長 はい、よろしくお願いたします。

○谷垣委員 非常に手厚い支援というのが広まってきているようで、非常に嬉しいんですが、産科医の目から見ると、妊婦健診の公費負担が東京都は全国でも低いほうで、下から2番目ぐらいであるという現状であるとか、あるいは先ほどもちらっと都の方もおっしゃっていましたが、超音波がガイドラインで認められている回数よりも補助が少

ないとかということに関しては、今後補助を拡充していただくというような予定はあるのでしょうか。

○青山事業連携担当課長 今のお話は、この超音波以外のところでしょうか。

○谷垣委員 二つですね、実際の健診の補助の総額に関しましても、東京都だと大体8万5,000円ぐらいになっているんですけども、それはいわゆる関東ブロックでの平均額から1万5,000円ぐらい低くて、神奈川県に次いで低いという形になっていますし、また個別で見ると、超音波の検査というのはガイドライン上でも3回、あるいは4回と書いてあるところが、まだ1回しか補助されないということに関して、公費負担を拡充していただけないかなというふうに思う次第なんです。

というのは、子育て支援とか何とかというのは、すごくありがたいんですけどクーポンになっていて現金ではないので、妊婦健診代には回ってこないものですから、ぜひそういうのを拡充していただけると助かるなと思って、質問させていただきました。

○青山事業連携担当課長 青山より、ご回答申し上げます。

資料9でご説明した、この超音波の件でございますけども、こちらはこれまでの1回は都内共通でやっているものでございますけど、今回、2回目、3回目、4回目は区市町村で取り組んでいただいたところに対する東京都からの補助という形でございますけども、なるべくこれを各区市町村さんで取り組んでいただきたいと思っています。

谷垣委員のおっしゃるとおり、東京都の平均が8万5,600円ですが、それと全国平均との差は確かに1万5,000円ぐらいございます。これを今まで1回だったところを4回まで取り組んでいただくと、超音波1回当たりの単価が今、5,300円ですので、これの3回分ということで、その差ぐらいの分になるかなと思っております。こちらの補助を設けさせていただいたので、取り組んでいただけるよう、区市町村の皆様をお願いしていければと思っております。

以上でございます。

○谷垣委員 これはあれですか、ごめんなさい。東京都としては補助を出す気だけど、その市町村が出す気があるかということという意味でしょうか。

○青山事業連携担当課長 こちらは、我々から区市町村への補助になりますので、区市町村さんのほうでお取り組みいただければということになります。

○谷垣委員 取り組んでいただければ、10分の10なので出していただけるということ。

○青山事業連携担当課長 はい、そういうことです。

○谷垣委員 分かりました。じゃあ、ちょっと僕らのほうも市町村のほうに、東京都から出していただけるので、ぜひということをちょっとお伝えしたいと思います。ありがとうございます。

○加藤会長 よろしいでしょうか。妊婦健診の補助につきまして、ありがとうございます。

それでは、瑞穂町の工藤委員のほうからご質問が上がっております。よろしくお願

します。

○工藤委員 瑞穂町の工藤です。

二つありまして、まずは子育て応援パートナー事業についてのことと、今お話にありました超音波検査についてのことなんですけれども、東京都さんのほうでいろいろと12月から1月にかけて、課長会等で資料は出していただいたり、メールで届いたりはしているんですけれども、ちょっと分からないところがあるので伺いたいところもあります。

子育て応援パートナー事業のほうなんですけれども、今こども家庭センターに向けて、それぞれの市町村が準備を取り組んでいるところなんですけれども、正直、国のガイドラインも示されていないところで、先ほど西東京の五十嵐部長様からもお話がありましたけれども、物理的な問題とかもあって、どう構築していったらいいか、右往左往しているのが現状かなと思っています。そこで、このパートナー事業の話が出てきているんですけれども、このパートナーマネージャーという位置づけと、国のほうから出ている統括支援員の位置づけというのかぶってくるのかどうなのかというのが、東京都さんはどういうイメージでいらっしゃるのかなというのを思っています。

町村部への説明というのは、どのタイミングでされるのかなというのを思っておりまして、もう既に行っているという認識であったらば、ちょっと認識違いだったら申し訳なんですけれども、我々、町村部のほうは人材の確保が難しいのが本当にあるので、補助をつけていただいても活用できないところもあるかもしれないので、ここの説明というのはどうなのかなというのを伺いたいかなと思っています。

この事業の中でアセスメント基準を設けていただくというのは、去年もこの会議で出っていたので、我々もアセスメント基準がなくて手探りでやっているところがあるので、そこにはすごい期待しているので、よろしくお願ひしたいと思っています。

もう1点が、超音波検査については受診券方式で1回は今やっているのを、この後3回はどういうふうにする、助成していくつもりなのかというのが、通知はいただいているんですけれども、ちょっと分からないので、多分ほかの市町村も分からないかなと思うので、今、東京都さんのイメージがあるのであれば、教えていただきたいところで、差し支えない程度でお教えしていただければと思います。

以上です。

○工藤課長代理（地域連携担当） ご質問ありがとうございます。すみません、先に前段でご質問いただきました東京都子育て応援パートナー事業のほうで回答させていただきたいと思うんですけれども、すみません、ちょっと詳細なご質問をありがとうございます。

まず、そのこども家庭センターというところの考え方、確かに今、国が検討会を行ってまして、その中で今まさにもんでいるところというのは我々も承知をしております。ただ、どういった形で出てくるにしろ、その子供家庭支援センターと母子保健部門が何

かしらの連携策を打たなければならないというところは、もう既に概要でも出ているところでございますので。なので、その国の検討を待たずに、我々としてはこういった形で実際に実のある連携策、策と仕組みとして、こういったものを用意したいというふうに思って、先行といたしますか、国と同時進行でやっているところです。

その中で、先ほど統括支援員とあったんですけれども、すみません、今ちょっと資料がなくて申し訳ないんですけど、この統括支援員が何かといいますと、子供家庭センターをつくるに当たって、母子保健部門と子供家庭支援センター、児童福祉部門が連携する際に、その軸となるような調整を行うような方ということで国が定めているものでございます。こちらが、この東京子育て応援パートナー事業のパートナーマネージャーとかぶるのかというご質問だったんですけれども、役割として一部かぶるものもあるかなとは思いますが、ただこちらのパートナーマネージャーというのが、母子保健部門に置いていただいて、実際のケースの進行管理ですとか、割と細かいところまで見ていただくようなイメージになっているんですね。なので、国のほうの統括支援員というのが、今既に補助金が出ているので要綱もあるかと思うんですけれども、そちらはどちらかかという、もう少し大きな役割といいますか、つなぐ役割というところをメインにされているのかなと思いますので、どちらかというところの今、東京都のほうで出している事業のほうは、もう少し細かい現場職といいますか、そういったところを想定しているところでございます。

それから、町村部の説明というところで、すみません、我々がしたつもりになっていたら大変申し訳ないですけれども、また何か詳細な説明がいるということでしたら、個別にも当然伺いますし、あと町村部のほうの説明会というところでやらせていただければと思いますので、そこはまたご連絡させていただければと思います。

それから、3点目のアセスメント基準ですね。ありがとうございます。こちらは本当にいろんな区市町村さんのほうから、こういったものができるとうれしいということでお話をいただいておりますので、ちょうど今、検討している最中ではあるんですけれども、できましたらこの後、このマニュアルを作りまして、区市町村さんのほうに展開するんですけれども、そちらをご覧いただいたりですとか、あとなかなか書き切れないところもございますので、詳細な説明をということでしたら、もちろんご連絡いただいて、ご説明なり、必要でしたら課長会とか、そういったところでも少しご説明は差し上げたいなというふうに思っておりますので、ぜひご要望いただければと思います。よろしく願いいたします。

- 青山事業連携担当課長　もう1点の妊婦健診の超音波の2回目、3回目、4回目の活用のイメージでございますけども、現行、実際に各自治体さんの中には2回目、3回目、4回目に対して助成していらっしゃる場所も幾つかございます。そのやり方というのは、大部分の自治体さんは妊婦健診の受診票を1枚配られていらっしゃいますけど、2回、3回、4回とやられている自治体さんは、2枚、3枚、4枚という形で、今の共通

の受診票を配布する形で取り組まれていらっしゃると思います。今回の補助でもそういった枠組みでできればと考えております。

○加藤会長 いかがでしょうか。よろしいですか。

○工藤委員 ありがとうございます。すみません、細かい説明はまた改めて伺えればと思いますので、今後ともよろしく申し上げます。

○加藤会長 ありがとうございます。

こども家庭センターについてはいろいろな話題が出ました。やっぱり児童福祉法で基本的に立てつけている中で、どうやって母子保健のほうで予防に関する大事なことをやっていくかというところが大きな課題になっているのかななんて思いますけれども。

それでは、いかがでしょうか。関連で何かございますか。

○清水委員 すみません、清水ですがよろしいでしょうか。

○加藤会長 はい、よろしくお願ひいたします。

○清水委員 東京都母子保健評価部会の委員をさせていただき、そちらでも質問させていただきました。2点ほど意見を述べさせていただきたいと思います。

まず1点目は、周知に関することです。昨年この委員会で意見を述べさせていただいたかと思いますが、予防的な視点からたくさんの有益な事業を企画していただいて、予算をつけ、人材育成も含めて展開していただいているところは、本当にありがたく、期待するところがございます。ただ、東京都がこのような事業を新しく企画し、展開しようとしていることを隅々の市町村、政令市も含めて、どの程度それが浸透しているのかと懸念されるところです。その東京都の意向をどの程度、支援を受ける自治体が受け止め広く必要な市民の方々に情報を伝えていけるのか伝えているつもりだけでも、実際には知らない人がこれだけ多い。周知の仕方、方法はオンラインや動画、T i k T o kなど、多様な方法を用いて模索していただいているのですが、どんなメッセージをどのように伝えていくのが重要だと思います。事業を活用することで、当事者にとってどんなメリットがあるのか。ぜひ若い方々、10代の方々に、新しい事業を利用されてどんなメリットがあったのかということもメッセージを伝えられると、いま一步相談に踏み込めない、勇気が持てない、そういった方にも支援がつながるように思います。

もう1点は、こういう新規事業、そして継続している事業も含めて、事業の効果をどのように集約し、次年度の検討に生かしていくのか、その仕組みが見えないところがございます。もちろん出生率への反映など、長期的にみて評価する指標もありますが、短期に効果の出る指標もあるかと思っておりますので、予算を自治体に提供するだけでなく、実際に利用した自治体を利用することで効果を可視化できるような、そんな仕組みも併せてご検討いただけるとありがたいと思います。

以上でございます。

○青山事業連携担当課長 清水委員、ご意見をありがとうございます。

事業の評価のこと、それから周知のこと、根源的なご意見を頂戴したかなというふう

に思っております。その周知が、確かにどうしてこの事業をやって、この事業に参加してもらったら、あるいは相談してもらったら、こういう効果があるというのは我々も可能な限り、お見せできるように努めてまいらなきゃいけないなというふうに考えております。ご意見をありがとうございます。

○加藤会長 ありがとうございます。

周知につきまして出ましたので、私自身、双子の支援に関することもちょっとやっているんですが、家庭がそのまま支援制度があるというのを把握できるということは大体あまりないので、支援団体のスタッフが会員になっている双子家庭に教えてあげるとか、そういう中間的なアナウンスができる、そういった方法というものを取り入れて、やっとなんと情報が行き渡るといふ現状があるようなので、本当にせっかくの事業をどうやって周知していけばいいかというのは、大変重要な点だと思います。ありがとうございます。

いかがでしょうか。ほかにございますでしょうか。

○堤委員 すみません。

○加藤会長 はい。

○堤委員 相模女子大学の堤ですけれども。

○加藤会長 はい、よろしくお願いいたします。

○堤委員 今の周知とかというようなことに関連してなんですけれども、私ちょっと保育園の先生方との関わりもあるんですが、そこでやはり、親御さんがかなりもういっぱいいっぱい、虐待のちょっと一歩手前みたいな感じで育てていらっしゃる。でも、先生方がいろいろ助言しても、逆に、じゃあ仕事を辞めればいいんですかみたいな感じで逆ギレしてしまって、どうしようもないみたいな。そんなときに、例えばこういういろんな支援の道がある中で、今もお話に出ていましたけれども、当事者になかなか届いていかない。それで、それを支援する方が、今加藤先生もおっしゃったみたいに、そこでつないであげるといふことだったんですけれども。保育所というのは、ある意味一番の最前線で親子に関わっているわけなので、その保育所の先生方に、こんなサービスが用意されているから、何かあったときには、ご本人が直接でないにしても保育課につないで、そこから例えば都のほうにつなぐとか、そういうふうな何か保育所みたいな、そういうところを前線基地みたいな形にして、そういうことを周知していくというようなことも今後やっていただくと、せっかくのサービスが必要としている人のところに、より届きやすくなるんじゃないかなというふうに思いましたので、ご検討いただければありがたいです。

以上でございます。ありがとうございます。

○青山事業連携担当課長 ありがとうございます。

保育所は、委員のおっしゃるとおり、通常の保育もありながら見守りもしていただけるといふところだと思っていますので、我々のほうも何ができるかというのを考えてま



いりたいと思います。どうもありがとうございます。

○加藤会長 ありがとうございます。保育所は福祉のほうの部門ですので、母子保健と何とか連携して、活用できればということでしょうか。またご検討いただければと思います。ありがとうございます。

いかがでしょうか。お願いいたします。

○井上委員 井上です。よろしいでしょうか。

○加藤会長 よろしくお願いいたします。

○井上委員 すみません。今の保育園の件もそうなのですが、先ほど出てきた、ユースヘルスケア推進事業の若者たちを対象にしたという部分でも、やはりそういう人たちがどういうところで、そういうような事業があるかという情報を得るかということが、とても大事だと思うのですね。ですから、そういう意味でやっぱり学校との連携とか、そういう連携ということがとても大事になると思います。ただ、学校に相談できないから、こういう問題が出ているということもあるので、学校が窓口になる必要はないと思うのですけれど。何かそのような情報だけでも、伝わる方法があるかなということをお聞きしたいと思います。

あともう一つ、ユースヘルスケアの場合の人材ということなので、その相談者というのは、どのような方が当たっているのか。ちょっとその点も教えていただければと思います。

○青山事業連携担当課長 1点目の学校への周知に関しては窓口開設に先立って、周知用のカードを作りまして、都内の国公立の中学校、高校を通じて配布させていただきました。併せて公立高校については、直接説明させていただける機会がありましたので、関係の会議でご説明などをさせていただいております。

引き続き、こうした連携というか、情報の共有をしながら、学校さんのほうでも周知いただけるよう、進めていきたいと思っています。

2点目でございますけれども、相談員さんですが、直営ではなく、委託して実施してございまして、看護師や保健師の資格などを持っている専門職の方でございます。

以上でございます。

○井上委員 若い人たちの意見を聞いて、それに上手な対応をするというのは、なかなか難しいことだと思いますので、そこいら辺の人材の幅も広げていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○加藤会長 教育庁の上田委員は、今日のご欠席ですよね。もし可能だったら、学校健康推進課長でいらっしゃるからご意見をとったのですが、ご欠席……

○青山事業連携担当課長 上田委員は、欠席でございます。

○加藤会長 ご欠席ですから。はい、分かりました。それでは、ただいまの議論で一つ、学校との連携というところで、ありがとうございました。

それでは、いかがでしょうか。まだご発言になっていらっしゃる先生もお見かけ

いたしますが、松田先生はご欠席ですかね。入っていらっしゃいますか。

○青山事業連携担当課長 入っていただけていないので、ご欠席のようです。

○加藤会長 ちょっとお見かけしないですね。

○青山事業連携担当課長 はい。

○加藤会長 分かりました。

○青山事業連携担当課長 植原委員が、先ほどお手を挙げていらっしゃったかなと思ったんですけど。加藤会長いかがでしょうか。

○植原委員 すみません、植原です。よろしいですか。

○加藤会長 失礼いたしました。お願いいたします。

○植原委員 すみません、妊婦健診の超音波健診について一つお伺いしたいんですけど、東京都から10分の10の助成があるということで、これは早めにやりたいなとは思いますが、ちょっと詳細について分からないんですけど、対象となる方が、例えば今年度から始まるとしたら、4月1日以降に出生する人なのか、それとももう妊婦健診を1回配った人でも、1枚しか配っていない人でも、2枚目、3枚目が必要な場合については、そういう方も対象にしているのかとか、そういったちょっと細かいところがないと、行政としては予算立てして、ちょっと進めるにはなかなか手を出しにくいので、東京都さんのほうで今回かなり新規の事業が出てきて、ペーパーは来るんですけど、出産・子育て応援事業を含めて、なかなか読み込めない部分があって、議員さんから質問されてもなかなかお答えできないところがあるので、資料を送っていただくというのはありがたいんですけど、説明会も含めていただいているところなんですけど、ちょっときめ細かい説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○青山事業連携担当課長 植原委員、ありがとうございます。

母子保健の主たる実施主体は区市町村さんだと重々承知しておりますので、引き続き丁寧にご説明してまいりたいと考えております。

○加藤会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、東京都医師会の川上先生、いかがでしょうか。何かご意見はございますでしょうか。

○川上委員 いろいろな報告ありがとうございます。

母子保健事業の中で、妊婦健診、産婦健診が随分進んできているかと思うんですが、子供が生まれた後の乳幼児健診は、今現在も母子保健上は1歳半健診と3歳児健診のみで、東京都の場合、3・4か月とか6・7、9・10か月という0歳児代の健診3回分、これしか東京都の事業としてもないわけですね。今やはり、2歳前後の子供に対して、あるいは2歳から就学までの子供に対する健診がすごく少ないこともあって、お母さん方がいろいろと、子供の発達とともに悩み事が出てきたときに相談する場所がなかなかないというのでいきますと、すぐは無理でも、できれば東京都の事業として費用助成な

どを当てていただいて、もうちょっときめ細かな健診事業というのがないとありがたいなと思います。

特にやっぱり、2歳、3歳、4歳と上がっていきますと、発達障害との関係も出てきますので、単に育てるのが難しいのか、子供の側にも要因があるのかというところは一緒に見ていってあげる必要性を現場ではすごく感じておりますので、ぜひそういった辺りも検討していただけたらいいかなと思っております。

それから、こちらの虐待死亡事例に対する検討会。すごく充実した結果をいつもご報告いただいて、勉強させていただいておりますが、今度CDR、Child Death Reviewの事業も展開されるということで、これに関しても、東京都は人口も多い、それから産児救急をやっているような病院も多いということで、地方に比べるとかえってこういったシステムをきちんと構築するということは難しい部分があると思います。ぜひ東京都の、都庁のほうでも中心になって、いろいろな病院をうまく集約させながら、この事業を展開して、納得のいかない子供の死というものを、せめてそういうことだったんだと納得して、また次の予防ができるような対応を、ぜひぜひ実現していただきたいなと思います。

お願いばかりですけれども、私からは以上です。

○青山事業連携担当課長 川上委員、ありがとうございます。

1点目の健診の話でございますけれども、なかなかすぐにどうできるかというところがあると思いますが、課題について認識して、引き続き何ができるかというところを考えながらやってまいりたいと思います。

2点目、CDRにつきましては、まさにおっしゃるとおり、東京都でこれを実施するというのは、人口規模の点、多くの医療資源の観点から言っても、なかなか大変なことだと所管課長ながら認識してございます。引き続き、川上先生はじめ、医師会の先生方のご助言も頂戴しながら、しっかり取り組んでまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

○加藤会長 ありがとうございます。

健診の時期は母子保健法で決まってしまうので、やっぱり行政的にはそれに従ってやることになってしまいますが、一番チェックするのに大事な時期だから法律で決められているのでしょうけれども、しかしながら個々の子供さんが一番心配になるのが必ずその時期だとは限りませんよね。それはもう、本当に一番見てもらいたいときに見てもらえる仕組みというのがあるに越したことはないんですけれども、健診の時期をどういうふうにフレキシブルに運用できるかというのが、今後の課題なのかもしれませんね。どうもありがとうございました。

南多摩保健所の舟木所長、何かございますか。

○舟木委員 南多摩保健所の舟木です。

本当に母子保健の事業、子供が生まれてからの事業だけではなくて、ライフステージ

に応じた健康相談等、何かいろいろあって、重層的で包括的な事業になって、ますます充実してきたなと思いました。

ただ、それをうまく活用するには、本当に連携とか情報共有、あと周知が非常に重要だと。担当する部署や、関わる人たちも非常に多くなってくると思うので、やっぱりそういうところは本当に重要だと思ったところです。

あと、母子保健事業の健診のことについて質問ですが、3歳児検診の聴覚検査で、多分去年とか、国のほうから屈折検査の整備について通知か、何か出ていたと思います。自治体によっては屈折検査の機器を導入して、視覚検査を3歳児健診でやっています。健診の実施状況で視力健診の報告を見たんですが、要精密率が多分その方法によってかなり差が出ているような気がしました。今回配られた資料の中でも、母子保健事業の資料のほうに載っていたのですが、多分やっているだろうというところは要精密率が10%を超えていますし、一番低いところだと本当に数%というところとかもあるので、結構差があるなと思いました。やはりそういう整備とか、今後都としては、国のほうはそういう体制整備について出しましたし、たしか学会のほうとかでもそういうものを出していたかなと思うんですけど、今後どういうふうを考えているのかとか、もし分かれば。今ちょっと現場のほうから、直接は健診とか実施していないので分からなかったもので、教えていただければと思います。お願いします。

○青山事業連携担当課長 1点目の周知等のことにつきましては、引き続き、丁寧に周知、あるいは周知の工夫などをしていければというふうに思っております。

それから、屈折検査機器の導入につきましては、お話のとおり、国のほうで補助がございまして、我々としましてはその補助の活用について、引き続きご説明できればと考えております。また、機器についてご不明な点が様々あると思いますので都が実施した研修の中でスポットビジョンスクリーナーを取り上げております。

説明は以上です。

○加藤会長 ありがとうございます。歯科検診につきましても、だんだん充実してきておりますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

岡先生は、一応部会長ではご説明くださいましたが、何かご意見のほうはございましてですか。

○岡委員 ありがとうございます。

今年度は本当に、次年度に向けて、非常に多くの計画を本当に提案いただいているかなというふうに思っています。先ほど清水委員もおっしゃったように、これ評価部会でも本当にそうだったんですけども、次年度以降、どういうふうな形で、これが実装されていくのかというのを楽しみにしているということで、今年これだけ計画されて大変だったんじゃないかなと、正直に思っています。ですので、そういう意味で非常に楽しみであるという。すみません、これは本当に感想なんですけれども、そういうふうに思っているところです。

ですので、東京都がこれだけ頑張っていてやっていただいているということを、先ほどからご意見をいただいているように、発信していただければなというふうに、楽しみに思っております。

以上です。

○加藤会長 ありがとうございます。よろしゅうございますね。

本当に評価を基に計画が実装されていると今、岡先生がご説明くださったので、それであるほどと思ったのですが、このようにすばらしい計画をご説明いただく上でどのような評価の結論から、この事業が立ち上がったのか、評価のどの点を生かしてこの事業に反映されているのかとか、そういったのが分かるようなご説明資料というのをご提供いただけますと、評価が見える化されて、さらに事業に結びついているのだということが分かりやすくなるかなと思いますので、その点につきましても、ご検討いただけたらいいのかなと思いました。ありがとうございました。

それでは、ご出席の委員からは大体ご意見をいただきましたし、私自身も本当に幾つか質問や意見を考えていたんですけど、ほとんど出ました。ほとんどご発言いただけましたので、私からは特にございませんので。

それでは、本当に貴重なご意見、ご議論をありがとうございました。特に連携の問題、特にこども家庭センターにおけます福祉との連携ですとか、若者を対象とした事業に関する学校と都の連携ですとか、そしてまた、このようなすばらしい幾つかの事業が計画されている。それを周知して届けるというところの工夫というところにも活発なご議論をくださいました。

そしてまた、妊婦健診のことですとか、あるいは市町村にとっては分かりやすくご説明いただけるとありがたいというような様々なご意見をいただきましたので、大変充実した議論ができたこと、大変うれしく思っております。

それで、特にさらに何かご意見はございますか。よろしゅうございますでしょうかね。何かご挙手されていますかね。大丈夫でしょうか。

それでは、大体ご意見をいただきましたといたしまして、様々なご意見を大変ありがとうございます。皆様のご意見を事務局で整理して、東京都の今後の母子保健施策に進めていっていただきたいと存じます。

以上で議事については終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。

○青山事業連携担当課長 ありがとうございます。

加藤会長、本日は議事の進行につきまして誠にありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、多くの貴重なご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございます。

会長が今、最後にまとめてくださいましたが、これだけ来年度に向けて事業を組み立てましたが、あくまでもスタートラインであるということは重々承知しておりますので、区市町村の皆様に取り組んでいただきたいものは区市町村の皆様にご丁寧に説明していき、あるいは一般都民の方々を対象にしているようなものなどは丁寧な周知に努めながら、

効果的な施策となるよう、引き続き努めてまいりたいと思います。引き続き、折にふれて事務局のほうにご助言いただければ幸いです。

これにて、本日の母子保健運営協議会を終了とさせていただきます。

本日は長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。

(午後 8時15分 閉会)